

## 四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱

令和元年6月21日  
四万十市告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市地方創生移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、高知県と県内市町村が協働して実施する内閣府所管の高知県地域再生計画（第51回認定）における高知県地方創生移住支援事業を推進するため、高知県地方創生移住支援事業等実施要領（平成31年4月1日施行）に基づき、次条に該当する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助額は、別表第1のとおり各号に該当するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付申請書（様式第1号）に、本人確認書類、補助金の交付に関する誓約書兼同意書（様式第1号の2）及び別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により申請者に通知するものとする。（ただし、申請者が、暴力団員等（四万十市暴力団排除条例（平成23年四万十市条例第3号）第2号に規定する暴力団員等をいう。）であると認められるときを除く。）

2 補助金については交付決定をもって、金額を確定するものとする。

3 補助金の交付については請求書（様式第3号）を受領後、3か月以内に支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、別表第1の各要件のいずれかに該当しない事項が認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、市長が認めた場合は、この限りではない。

(補助金の返還請求)

第7条 市長は、受給者が前条に該当した場合又は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を請求するものとする。ただし、第1号イ又は第2号の場合であって、四万十市に1年以上居住し、かつ転出先が高知県内の市町村である場合は、転出前に転出届（様式第4号）を提出することにより、補助金の全額又は半額の返還を免除することができる。なお、転出後、さらに高知県内の別の市町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に別表第1②の要件を満たす職を辞した場合

エ 高知県が発行する起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

2 前項ただし書の規定に基づき、転出届を提出した受給者は、移住支援金の申請日から5年間は、毎年度3月1日から3月31日までに、市に現況届（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、受給者が3月1日から3月31日の間に転出した場合は、当該年度の現況届の提出は省略することができる。

- 3 受給者の就業先が行う一定期間の研修等で他の市区町村に転出する場合には、就業先が発行する、一定期間の研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第6号）を提出しなければならない。証明書の提出により、第1項の規定にかかわらず、前条の交付決定の取り消しは行わないものとする。

（受給者の協力）

第8条 受給者は、高知県又は四万十市（第7条ただし書に該当して高知県内に転出した場合は、居住している市町村）から、受給者の就業及び居住等の実態について報告又は立入調査を求められた場合は、協力しなければならない。また、受給者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、第7条に規定する補助金の返還請求を行うことができる。

（個人情報の取扱い）

第9条 第2条で定める高知県地方創生移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、受給者の個人情報（住所、世帯情報、就業先情報、補助金返還情報等）について、高知県、高知県内の市町村、他の道府県（市区町村を含む）及び国に提供し、又は確認することができる。

（情報の公開）

第10条 前条の情報に関して、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開情報以外は、原則として公開するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（失効期限）

- 2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第6条から第10条まで及び別表第1の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和2年3月16日四万十市告示第22の2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月30日四万十市告示第74の2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）別表第1①ア(ウ)の規定は、令和3年3月10日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正後要綱別表第1②イ及び③の規定は、令和3年4月1日以降の転入者から適用する。

附 則（令和4年6月30日四万十市告示第75号）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日四万十市告示第37の3号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

		補助対象者	補助額
①移住等に関する要件	ア 移住元に関する要件（(ア)及び(イ)いずれにも該当。）	(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。） (ウ) (ア)及び(イ)においては、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。	①単身世帯 60万円/世帯 ②2人以上の世帯 100万円/世帯 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を上限として加算する。 なお、18歳未満の基準日は申請日が属する年度の4月1日時点とする。
	イ 移住先に関する要件（(ア)～(ウ)全てに該当。）	(ア) 平成31年4月1日以降に、四万十市に住民として転入したもの。 (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。 (ウ) 四万十市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。	
	ウ その他 の要件 （(ア)～ (エ)全てに 該当。）	(ア) 暴力団（四万十市暴力団排除条例（平成23年四万十市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (ウ) 高知県税及び四万十市税の滞納がないこと。 (エ) その他申請者の移住前に居住していた都道府県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。	

<p>②就職に関する要件 (ア、イそれぞれの場合において、全てに該当。)</p>	<p>ア 一般の場合 (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 (イ) 就業先が、移住支援金の対象として高知県が運営する求人情報サイト(以下「マッチングサイト」という。)に掲載している求人であること。 (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。 (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として募集が掲載された日以降であること。 (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>イ 専門人材の場合(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者) (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
<p>③テレワークに関する要件(ア及びイいずれにも該当。)</p>	<p>ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から該当移住者に資金提供されていないこと。</p>
<p>④起業に関する要件</p>	<p>高知県が発行する起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
<p>⑤世帯に関する要件 (世帯向けの金額を申請する場合のみ)(ア～ウ全てに該当。)</p>	<p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、①のイ及びウに示された要件に該当すること。</p>

備考 条件不利地域とは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

別表第2（第4条関係）

区分		提出書類
(1) 共通提出書類		①身分証明書（提示により本人確認できる書類） ②移住元の住民票の除票または戸籍附表の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類） ③高知県税及び四万十市税を滞納していない者であること証明する書類
(2) 移住前の要件に関する提出書類（東京23区以外の東京圏から23区へ通勤又は通学していた場合のみ）	①移住前に就業していた者	・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
	②移住前に個人事業主又は法人経営者であった者	・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） ・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
	③移住前に就学していたもの	・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
(3) 移住後の仕事に関する提出書類	①就業の場合	・就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
	②起業の場合	・高知県が発行する起業支援金の交付決定通知書
	③テレワークの場合	・就業先企業等の就業証明書（勤務先、移住の意志等を確認できる書類）
(4) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類		・移住元の住民票の除票または戸籍附表の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

四万十市長 様

住所  
氏名

印

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付申請書

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ				性別	
氏名				生年月日	
住所	〒			世帯人数	
移住前の住所	〒			転入日	
電話番号			メールアドレス		
世帯員 (申請者除く)	氏名	(続柄)		氏名	(続柄)
	氏名	(続柄)		氏名	(続柄)

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を入れてください。）

単身・世帯		単身		世帯	うち18歳未満の者 人
移住支援金の種類		就業(一般)		就業(専門人材)	
		起業		テレワーク	

3 在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期間	就業先	就業先所在地	実際の就業地

※在勤履歴については、移住後から直近10年間の在勤履歴を記載してください。ただし、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住後の生活状況（テレワークの場合のみ記載）

勤務先	
所在地	
四万十市への 移住の意志	自分の意志 / 所属先企業等からの命令
頻 度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）
移住後の生活 状況	転入日以降、高知県内で生活した期間：月平均 日 （算出期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日）

5 添付書類

- (1) 身分証明書
- (2) 移住前市町村の除票または戸籍附表（過去10年間の居住場所  
が証明出来るもの。）
- (3) 高知県税及び四万十市税を滞納していない者であることを証  
明する書類
- (4) 補助金の交付に関する誓約書兼同意書
- (5) 別表第2(2)～(4)に該当する書類

年 月 日

四万十市長 様

住所  
氏名 印

補助金の交付に関する誓約書兼同意書

私は、四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱を理解し、補助金を受ける要件に該当するため、下記の内容を誓約し、また、四万十市が移住支援事業の実施に際して行う行為に同意いたします。

記

1 調査報告への協力

移住支援事業に関する報告及び立入調査について、四万十市から求められた場合には、それに応じます。また、補助要綱に規定される提出物については遅滞なく提出することを誓約します。

2 居住等について

私は、移住支援金の申請日から5年以上継続して四万十市に居住し、かつ支援対象となった仕事を継続する意思を有しています。

3 補助金の返還

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第7条に規定される返還要件に該当した場合には市からの指示に従って受領した補助金を返還します。

4 個人情報の取扱い

補助金の交付及び交付後の現況確認等を行うため、私の個人情報を閲覧することに異議はありません。

また、四万十市が、移住支援事業の実施に際して得た私の個人情報について、事業実施のために利用するとともに、高知県や国への報告、他の自治体から開示請求を受けた場合に、四万十市情報公開条例等の規定に基づいて開示することに同意します。



様

四万十市長



四万十市地方創生移住支援事業補助金交付決定通知書

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

（備考）

- 1 四万十市は、四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に四万十市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・高知県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に四万十市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 四万十市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

年 月 日

四万十市長 様

申請者 住所  
氏名



四万十市地方創生移住支援事業補助金交付請求書

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により、次のとおり請求します。

補助金等交付決定年月日	年 月 日	交付決定文書番号	
補 助 年 度	年度	支 給 区 分	
交 付 決 定 金 額 ( 交 付 確 定 金 額 )			
交 付 請 求 金 額			
振 込 先	金 融 機 関 名	店 番 一 口 座 番 号	
	口座種類	フリガナ	
		名 義 人	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

四万十市長 様

住所  
氏名

㊞

転出届

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり転出するので、届け出ます。

転出先	
転出日（予定）	
転出理由	
備考	

四万十市長 様

住所  
氏名

印

現況届

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり現況を報告します。

記

現住所	
現在の仕事	
報告事項 （補助申請時と現況で違っていることがあれば、記載してください。）	

四万十市長 様

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者

㊟

一定期間の研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

四万十市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
一時的転出先（研修先等）の所在地	
一時的転出先（研修先等）の電話番号	
研修等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
移住支援補助金に係る確認事項（両方にチェックがない場合は、移住支援金の返還の対象となります）	<input type="checkbox"/> 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること <input type="checkbox"/> 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること

(参考様式) 就業の場合

年 月 日

四万十市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
求人管理番号	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者 又は経営を担う ものとの関係 ※マッチングサ イト掲載求人 の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッ ショナル人材事業 又は先導的人材 マッチング事業 を利用している 場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない  <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業
備考	

四万十市地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高知県及び四万十市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(参考様式) テレワークの場合

年 月 日

四万十市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

### 就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

#### 記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意志	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む) ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしてい ない
通勤手当	有 ・ 無
備考	

四万十市地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高知県及び四万十市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。